

生産性向上設備投資促進税制のご案内

設備投資・生産性向上の改良は今がチャンス！

平成 26 年 1 月 20 日に施行された「産業競争力強化法」における具体的支援策として、「生産性向上設備投資促進税制」がスタートしました。この税制は、平成 26 年 1 月 20 日から平成 28 年 3 月末日までに対象となる先端設備を取得した場合、その取得額の即時償却または 5% の税額控除（建物および構築物については 3%）が可能となります。

当社、グルア・サックマシン・オートンは先端設備認定を受けましたので簡単な手続きで税制優遇を受ける事が出来ます

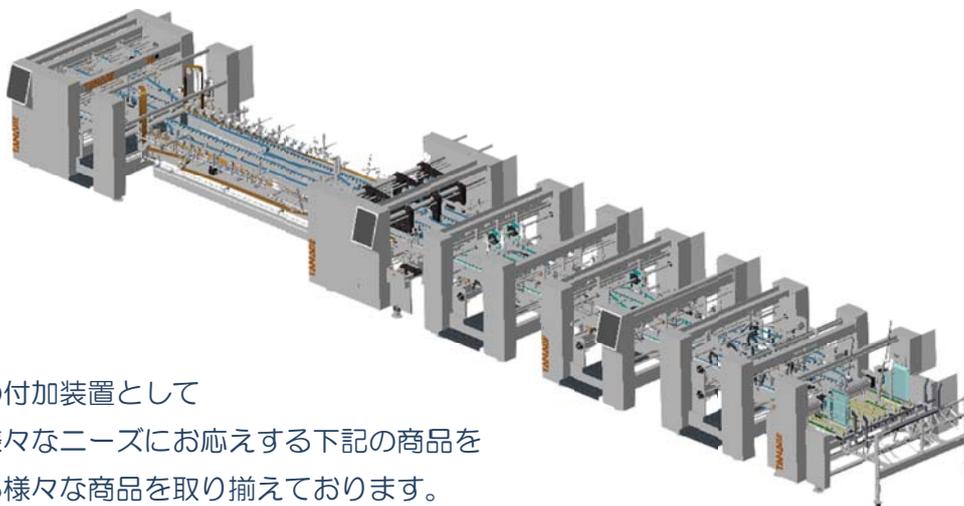
中小企業の方は更に「中小企業投資促進税制」の上乗せ措置もご利用いただけます。

詳細は下記をご覧ください。

[生産性向上設備投資促進税制](#)について [（経済産業省ホームページ）](#)

[中小企業投資促進税制](#)について [（中小企業庁ホームページ）](#)

また、先端設備の他に現有設備に於いても、利益改善の設備付加についても対象になります。是非この機会に当社紙工機械について検討しませんか？



利益改善の付加装置として

当社では様々なニーズにお応えする下記の商品を代表とする様々な商品を取り揃えております。

- 異品種混入検査装置
- グルー検査装置
- ホットメルト装置
- その他各種改良

詳しくは当社営業担当までご連絡ください

株式会社日本紙工機械グループ
〒300-1631 茨城県北相馬郡利根町早尾 2-1
お問い合わせ
0279-68-7117（代表）

